

2021.05.06

ESG リスクトピックス <2021 年度第 2 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 再生可能エネルギー ■

RE100 企業 53 社、日本政府に 2030 年までの再エネ比率 50%への目標引き上げを要求

RE100*の企業 53 社は 3 月 22 日、日本政府に対し、2030 年までの再生可能エネルギー導入の目標比率を当初の 22~24%から 50%まで引き上げることを要求する書簡を送付した。書簡にはリコー、パナソニック等の日本企業のほか、Google やネスレ等の外資企業が署名した。

* The Climate Group 主催の、事業電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目指す国際イニシアチブ。

(参考情報：2021 年 3 月 24 日付 JCLP HP：<https://japan-clp.jp/archives/7798>)

■ 再生可能エネルギー ■

アップル、サプライヤー110 社以上の 100%再エネ転換への協力を発表

米アップルは 3 月 31 日、世界中のサプライヤー110 社以上と協働し、同社製品の製造に使用する電力を 100%再生可能エネルギーに振り替えることを発表した。この計画で約 8 ギガワットのクリーンエネルギーが調達可能になり、実現すると CO2 換算で年間 1500 万トンの温室効果ガスの削減を見込む。

(参考情報：2021 年 3 月 31 日付 Apple HP：<https://www.apple.com/jp/newsroom/2021/03/apple-powers-ahead-in-new-renewable-energy-solutions-with-over-110-suppliers/>)

■ 再生可能エネルギー ■

セブン&アイグループと NTT グループの協創による RE100 店舗の実現

セブン&アイ・ホールディングスと NTT は、セブン&アイグループのセブン - イレブン 40 店舗およびアリオ亀有の店舗運営において、100%再生可能エネルギーを使用する取り組みを開始すると発表した。NTT アンロードエナジーがオフサイト PPA のモデルで新設した発電所から電力を供給するとともに、不足分を NTT グループが所有するグリーン電力発電所を活用して補う。

オフサイト PPA とは、オフサイト型コーポレート PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）の略。屋根や遊休地に発電設備を設置し需要家設備と隣接する形で電力を利用するモデルは「オンサイト PPA」と呼ばれ、日本国内で導入例が多い。これに対して「オフサイト PPA」は、遠隔にある発電設備から送配電網を介して需要家設備へ送電するモデル。

(参考情報：2021 年 3 月 31 日付 NTT Communications HP：<https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2021/0331.html>)

Social—社会—

■ 取引慣行 ■

政府がフリーランス保護のガイドラインを公表

政府は3月26日、「フリーランス」の保護を目的にしたガイドラインを公表した。独占禁止法や下請法、労働関係法令などを踏まえ事業者の問題行為を明確化した。例えば、事業者が雇用契約を締結せずに業務発注した場合にも、フリーランスに労働関係法令が適用されるケースなどを示した。

(参考情報：2021年3月26日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326005/20210326005.html>)

Governance—ガバナンス—

■ BCP ■

政府が災害対策基本法等の改正案を閣議決定、避難「指示」に一本化

政府は3月5日、災害対策基本法等の改正案を閣議決定した。主な変更点として、災害時に自治体が発表する「避難勧告」をなくし、「避難指示」に一本化した。避難勧告の意味が伝わらず、逃げ遅れによる被害が多数発生したのが理由。また、独力での避難が難しい高齢者や障がい者などのための個別避難計画の作成を、市町村などの努力義務にした。

(参考情報：2021年3月5日付 内閣府防災情報：<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/r3taisaku.html>)

■ コーポレートガバナンス ■

世界経済フォーラム、サイバーセキュリティで取締役会が担うべき役割・検討事項を公表

世界経済フォーラムと全米取締役協会などは3月23日、企業がサイバーセキュリティに取り組む上で取締役会が果たすべき役割をまとめた報告書を公表した。社内外両取締役が監督レベルを高めるための重要事項として6つの原則を提示。さらに、各原則で取締役が検討すべき主な事項を明示している。

[6つの原則]

原文	和訳*
Cybersecurity is a strategic business enabler	サイバーセキュリティは戦略的な成功要因と認識する
Understand the economic drivers and impact of cyber risk	サイバーリスクの経済的な推進力と影響を理解する
Align cyber-risk management with business needs	サイバーリスクマネジメントと事業上のニーズを整合させる
Ensure organizational design supports cybersecurity	サイバーセキュリティを推進する組織設計を確保する
Incorporate cybersecurity expertise into board governance	サイバーセキュリティに関する専門知識をガバナンスに組み込む
Encourage systemic resilience and collaboration	体系的なレジリエンスとコラボレーションを促進する

*MS&AD インターリスク総研

(参考情報：2021年3月23日付 同団体 HP：<https://www.weforum.org/press/2021/03/industry-leaders-create-first-unified-cybersecurity-guide-for-boards-of-directors>)

全般・その他

■ テレワーク ■

厚生労働省、テレワークの適切な導入及び実施推進のガイドラインを公表

厚生労働省は3月25日、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を公表した。本ガイドラインでは、テレワークにあたっての人事評価や費用負担、人材育成など労務管理全般に関する留意点や望ましい取り組みを掲載。テレワーク時のメンタルヘルス対策や作業環境整備などにあたって事業者・労働者が活用できるチェックリストも付けた。

(参考情報：2021年3月25日付 厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/teleworkgl.html>)

■ ESG 金融 ■

環境省が「ESG 地域金融実践ガイド 2.0」を発行

環境省は3月30日、「ESG 地域金融実践ガイド 2.0」を発行した。2020年4月発行の初版以降、新型コロナウイルス感染症の影響拡大や2050年カーボンニュートラル宣言といった地域経済を取り巻く大きな環境変化を踏まえて、内容を拡充した。

前述の環境変化を踏まえ、地域金融機関の経営者に対し ESG 地域金融の重要性への理解を促すための解説がブラッシュアップされたほか、持続可能な地域の実現に向けた3つの ESG 地域金融の実践アプローチ（地域資源を活用した課題解決策の検討・支援／主要産業の持続可能性向上に関する検討・支援／企業価値の向上に向けた支援）が新たに掲載されている。

(参考情報：2021年3月30日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/109424.html>)

■ 地域経済 ■

持続可能な地域経済社会の活性化に向け、金融庁と環境省が連携チームを発足

金融庁と環境省は3月30日、地域経済エコシステムの形成や、地域課題の解決に向けた地域経済の活性化、地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会づくりに資する取組について、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取組むことを目的として連携チームを新たに発足すると発表した。

主な連携項目は下記のとおり；

- (1) 地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援
- (2) 地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援
- (3) 地域金融機関における SDGs / ESG の実践等を通じた持続可能な地域経済社会の活性化に向けた取組支援

これにより、これまでの地域循環共生圏の創出や地域における ESG 地域金融の普及拡大の取組が大きく加速されることが予想される。

(参考情報：2021年3月30日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/109283.html>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○金融庁と東京証券取引所が、コーポレートガバナンス・コード改訂案を公表 気候変動リスクの情報開示促す

(参考情報：2021年3月31日付 金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20210331.html>

(参考情報：2021年4月7日付 東京証券取引所 HP)

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20210407-01.html>

金融庁と東京証券取引所は3月31日、上場会社に適用するコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の改訂案を公表した。

主な改訂内容のうち、気候変動リスクに関する情報開示について新たに明記された。特に、2022年4月に東証が新設予定の最上位区分「プライム市場」の上場会社に、気候変動に関するリスクと収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析と開示を要求。開示は、国際的に確立された開示の枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」もしくはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を強調している。また、プライム市場上場会社には、3分の1以上の独立取締役を求める。

改訂指針は今年6月の予定。対象の上場会社は遅くとも今年12月末までに、改訂指針に沿ったコーポレートガバナンス報告書の提出が必要となる。

改訂の主なポイントは以下のとおり。

取締役会の機能発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・プライム市場上場会社は、独立社外取締役を3分の1以上選任 ・指名委員会・報酬委員会の設置 ・経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表 ・他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任
企業の中核人材における多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定 ・多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針と実施状況の公表
サステナビリティを巡る課題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・プライム市場上場会社：TCFD またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実 ・サステナビリティの基本的方針の策定と自社取り組みの開示
上記以外の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・プライム市場上場「子会社」：独立社外取締役を過半数選任または利益相反管理のための委員会の設置 ・プライム市場上場会社：議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進

Q&A

**Question**

ESG情報の開示の枠組みとして、「ステークホルダー資本主義指標」が世界経済フォーラムから公表されましたが、どのような内容でしょうか？本指標に基づいて開示を行う際の留意点を教えてください。

Answer

1. ステークホルダー資本主義指標公表の背景

「ステークホルダー資本主義指標」は、2020年9月に世界経済フォーラム（以下、WEF）が公表した環境・社会・ガバナンス（以下、ESG）情報の開示・報告に関する枠組みです。この指標はWEFの報告書「ステークホルダー資本主義の進捗を測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」（以下、報告書）に盛り込まれました。

指標のタイトルに含まれている「ステークホルダー資本主義」とは、「企業は、従業員・取引先・顧客・地域社会等のステークホルダーの利益に配慮した事業活動を行うべきだ」とする考え方で、19年8月にビジネスラウンドテーブル（米国の主要企業が参画する財界ロビー団体）が支持を表明し、株主の利益を追求する「株主資本主義」に代わる企業の姿勢として注目を集めました。企業が持続的に発展していくためには、ステークホルダー資本主義に転換し、ESGに配慮した事業活動を行うことが不可欠という考え方が、近年グローバル企業において主流になってきています。

ステークホルダー資本主義においては、ステークホルダーへの説明責任の履行・透明性の確保がこれまで以上に重要になりますが、ESG情報の開示に関するガイドラインが従前から複数存在し、企業ごとに採用するガイドラインが異なるため比較が難しい状態にありました。このような課題認識から、WEFが世界4大監査法人（Deloitte、EY、KPMG、PwC）等の協力のもと共通基準の検討を開始し、既存の主要なガイドライン（CDP、CDSB、GRI、IIRCおよびSASB）の内容を収れんさせた本指標の公表に至りました。

2. ステークホルダー資本主義指標の概要

本指標の主なコンテンツは【表1】の通りです。指標を理解する上でのポイントを後述します。

【表1】ステークホルダー資本主義指標の主なコンテンツ

4つの柱	測定基準のテーマ	コア測定基準	拡張測定基準	関連するSDGs
ガバナンス原則	統治のパーパス	パーパス（存在意義）	パーパス主導型マネジメント	12. つくる責任 つかう責任
	統治機構の質	ガバナンス体制	戦略的マイルストーンに対する進捗報酬	16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリシップで目標を達成しよう
	ステークホルダー・エンゲージメント	ステークホルダーに影響を与える重要な課題	—	
	倫理的行動	腐敗防止 倫理に関する助言・懸念のための制度（例. 内部通報制度）	ロビー活動に対する戦略とポリシーの調整 非倫理的行為による金銭的損失	

4つの柱	測定基準のテーマ	コア測定基準	拡張測定基準	関連する SDGs
	リスクと機会の監視	ビジネス・プロセスへのリスクと機会の統合	資本配分の枠組みにおける経済的、環境的、社会的トピック	
地球	気候変動	温室効果ガス排出 TCFDの実装	パリ協定のGHG排出目標 GHG排出の影響	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12.つくる責任つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を 14.海の豊かさを守ろう 15.陸の豊かさを守ろう
	自然の損失	土地利用と生態学的感受性	土地利用と生態学的感受性 土地利用および転換の影響	
	淡水利用可能量	水ストレス地域での水の消費と取水	淡水消費と取水の影響	
	大気汚染	—	大気汚染 大気汚染の影響	
	水質汚濁	—	栄養素 水質汚濁の影響	
	固形廃棄物	—	使い捨てプラスチック 固形廃棄物処理の影響	
	生産資源可能性	—	資源循環性	
人	尊厳と平等	多様性と包括性 同一労働同一賃金 賃金水準 児童労働、強制労働の発生のリスク	賃金格差 差別・ハラスメント事件と金銭的損失の総額 危険にさらされている結社の自由と団体交渉 人権の見直し、苦情への影響、現代奴隷制度 生活賃金	1.貧困をなくそう 3.すべての人に健康と福祉を 4.質の高い教育をみんなに 5.ジェンダー平等を実現しよう 8.働きがいも経済成長も 10.人や国の不平等をなくそう
	健康・福祉	安全衛生	労働関連事故の組織への収益影響 従業員の福利厚生	
	将来のスキル	提供される研修	未充足な技能職の数の研修の収益影響	
繁栄	雇用と富の創出	従業員の総数と内訳 経済的貢献 投資による貢献	インフラ投資と支援サービス 重要な間接的経済影響	1.貧困をなくそう 8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 10.人や国の不平等をなくそう
	より良い製品・サービスの革新	研究開発費合計	創出した社会的価値 活力指標	
	コミュニティ・社会の活力	支払税額合計	社会的投資合計 送金した追加税 主要な所在地の国別納税額合計	

出典：報告書をもとにインターリスク総研作成

(1) 「4つの柱」と測定基準のテーマ

企業の ESG の取組において最も重要と考えられる項目が「4つの柱」であり、本指標の大項目に位置づけられます。また、すべての企業に通じる普遍的なテーマとして「測定基準のテーマ」が「4つの柱」の下に整理されています。「4つの柱」の企業にとっての重要性は【表2】のように言及されています。

【表2】企業活動における「4つの柱」の重要性に関する言及

ガバナンス原則	: 企業が長期的に価値を創造していく上でガバナンスは重要であり、他の3つの柱の取組を行う上での礎となる。
地球	: 環境への事業の依存度合いを管理していくことは、ビジネスの持続可能性を確保する上で重要である。
人	: すべての人は従業員であり、顧客であり、取引先であり、投資家でありうる。企業がバリューチェーン全体の人の繁栄や健康に配慮することは、企業のパフォーマンスを維持・向上させる上で重要である。
繁栄	: すべての人間が豊で充実した生活を享受でき、活躍できる経済・社会は、企業が持続的に発展していく上で不可欠である。

※報告書をもとにインターリスク総研作成

(2) コア測定基準と拡張測定基準

コア測定基準は主に組織の境界内での活動に関する指標であり、定量的に測定可能なものが多く採用されています。従来から多くの企業が開示していた内容や、比較的容易に開示可能と考えられるものが主とされています。

一方で、拡張測定基準は、既存の ESG 情報開示に関するガイドラインや企業慣行では十分確立されていない項目が多く、企業のサステナビリティを高めていく上でさらに取り組むべき項目として挙げられています。本報告書では、コア測定基準と拡張測定基準の両方の指標に基づく情報開示が推奨されています。なお、指標ごとに参照したガイドラインが明示されており、既存の開示内容から整理がしやすいよう配慮されています。以下【表3】に指標の具体例を示します。

【表3】

4つの柱／測定基準のテーマ	コア測定基準		拡張測定基準	
	項目	求められる開示内容	項目	求められる開示内容
人／尊厳と平等	多様性と包摂性	従業員の年齢層・性別・その他多様性を示す指標（民族性等）（GRI405-1b より）	賃金格差	組織における少数社員（性別・国籍など）と多数社員の賃金の格差（GRI102-38 等より）

※報告書をもとにインターリスク総研作成

(3) 関連する SDGs

本指標では、4つの柱ごとに関連する主な SDGs の目標が明示されています。当該指標は SDGs の考え方に基づいて開発されたものとされており、ESG の開示情報と SDGs への貢献に一貫性を持たせることを意図するとともに、SDGs 達成に向けた企業の行動を求めるメッセージが込められています。

3. 開示における企業の留意点

本指標は、前述の通り、既存の主要なガイドライン（CDP、CDSB、GRI、IIRC および SASB）の内容を取れんさせ、様々な業界・企業に適用可能な普遍的な内容を志向して作成されたものです。そのため、報告書には「本指標は業界等の固有の指標にとって代わるものではない」と記載されており、企業としては、本指標の他に業界等を踏まえ開示すべき固有の内容が無いかが配慮する必要があります。

また、本指標は「コンプライ・オア・エクスプレイン」の考え方が採用されており、企業が重要だ

と判断した指標について開示を行い、開示しない指標については理由を明らかにすることが推奨されている点にも留意が必要です。

最近では、コーポレートガバナンス・コードの改定案に気候変動リスク等の開示が盛り込まれるなど（本号「注目記事」参照）、企業の ESG 情報開示への要請が高まっており、今後もその傾向は加速していくものと思われます。企業としては、情報開示はあくまでもステークホルダーとのコミュニケーション手段の一つであることを踏まえ、開示そのものが目的となってしまうよう注意し、ESG に関する本質的な取組の実践と、取組に基づく適正な情報開示を行うことが期待されます。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
上席コンサルタント 富樫 容子

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021